

令和4年7月11日

保護者の皆様へ

沖縄県立豊見城南高等学校長  
(公印省略)

## 令和4年度奨学のための給付金の支給に関する手続きについて

生活保護受給世帯及び住民税（道府県民税及び市町村民税）所得割額非課税世帯を対象に、授業料以外の教育費負担の軽減を図ることを目的に奨学のための給付金が支給されることとなりました。

当該制度は、返還不要の給付金で、卒業後に返還が必要な奨学金や授業料と相殺される就学支援金とは別制度です。

給付を受けるためには申請が必要ですので、別紙支給対象に該当する保護者等は、下記のとおり申請をお願いいたします。

なお、保護者等の委任がある場合には、給付金を代理受領し、保護者等が授業料以外に負担する教育費（学校取扱金等）に充てることが可能です。詳細は下記担当へお問い合わせください。

### 記

#### 1. 給付対象者：

- ①生活保護（生業扶助）受給世帯
- ②（令和4年度）道府県民税及び市町村民税所得割非課税世帯
- ③離職等の家計急変により②と同程度の収入であると見込まれる世帯

#### 2. 提出書類：裏面参照

- \*申請を希望される方は、事務室窓口で書類をお受け取りください。
- 家計急変世帯については、事前に下記担当までご連絡ください。
- 本校HPにも提出書類を掲載していますので印刷しご利用ください。

#### 3. 提出期限：令和4年7月29日（金）

#### 4. 提出先：豊見城南高校事務室

#### 5. 留意事項

- (1) 正当な理由がなく提出期限までに申請しないときは、給付金を受けられなくなります。
- (2) 生活保護の受給状況や扶養者の状況は7月1日現在を基準とします。  
(家計急変世帯への支援については除く)

#### <沖縄県外に在住の方>

この制度は、保護者等が住所を有する都道府県から給付する制度となっていますので、該当する場合は、お住まいの都道府県教育委員会にお問い合わせください。

<問い合わせ先> 豊見城南高等学校 事務室  
担当者 奥間・竹田 TEL：098-850-1950

## 令和4年度 沖縄県高等学校等奨学のための給付金について

高等学校等の生徒に係る授業料以外の負担軽減を図り、教育の機会均等に寄与するため、高等学校等に在籍する生徒の保護者等に対し奨学給付金を支給します。

〔申請資格〕 令和4年7月1日(基準日)において、次の要件を満たしている方

要件	(1) 高校生等が、平成26年4月1日以降の新入生であること。 (2) 保護者等が、沖縄県内に居住していること。 (3) 高校生等が、高等学校等を卒業又は修了していない者であること。(専攻科に在学している者は除く) (4) 保護者等が、生活保護の高等学校等就学費が措置されている者、道府県民税及び市町村民税(住民税)所得割を課税されていない者、又は家計急変等により住民税所得割非課税相当と見込まれる世帯。 以下の①～③に該当する場合は、対象になりません。 ① 他の都道府県から、同種の給付金の給付を受けている者 ② 高校生等が7月1日現在休学している場合。ただし、病気その他やむを得ない理由により休学し、休学の期間が短期間である場合はこの限りではない。 ③ 高校生等が児童養護施設等に入所又は里親に養育を委託されており、措置費(見学旅行又は特別育成費)の支給対象となっている場合 高校生等が高等学校等就学支援金の支給を受ける資格を有する者、学び直しへの支援の支給対象となる者または専攻科支援金の支給対象となる者であること
給付回数	一人の高校生等につき年1回、通算3回(定時制・通信制課程の高校生等は4回)を上限とする。 学び直し支援金の補助対象者は、加えて1回支給することが可能(定時制・通信制課程は2回) 専攻科支援金の補助対象者は、2回支給することが可能(修業年限が1年の場合は1回)

〔給付金支給額〕

世帯区分		支給額(年間)		支給対象経費	
① 生活保護受給世帯のうち、生業扶助を受給している世帯		国公立	32,300円		授業料以外の教育に必要な経費
道府県民税及び市町村民税非課税世帯(①を除く)	② 高等学校等の通信制課程に在籍している高校生等	国公立	50,500円		
	高等学校等の通信制課程以外の課程に在籍している高校生等	③ 高校生等が「第1子」	国公立	114,100円	
		④ 高校生等が「第2子以降」	国公立	143,700円	

※「第1子」:

- ・世帯に扶養されている15歳以上23歳未満(中学生を除く)の兄弟姉妹がいない者
- ・世帯に扶養されている15歳以上23歳未満(中学生を除く)全員が通信制課程以外の高等学校に在籍する高校生である場合、その第1子である者

※「第2子以降」: 「第1子」以外の者

〔提出書類〕

世帯区分	提出書類
共通	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高校生等奨学給付金受給申請書</li> <li>・債権者登録申請書(申請者以外の口座に振り込む際は、依頼書も提出)</li> <li>・振込口座の写し(銀行名、支店名、フリガナ及び口座番号がわかるもの)</li> <li>・世帯の道府県民税及び市町村民税(住民税)所得割額が分かる書類(令和4年度課税証明書等)</li> </ul>
生活保護受給世帯のうち、生業扶助を受給している世帯	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「生活保護法の規定による生業扶助(高等学校等就学費)受給証明書」または生業扶助の措置状況がわかる証明書 ※証明書の発行日が7月1日以降であり、受給開始日の記載があること</li> </ul>
家計急変により住民税所得割非課税相当と見込まれる世帯	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者等の家計急変の発生事由を証明する書類                      離職票、雇用保険受給資格者証等 破産宣告通知書・廃業等届出書のいずれか                      死別・離婚の場合は、戸籍謄本等の離婚等の事実が確認できる書類</li> <li>・家計急変前・家計急変後の収入を証明する書類                      (全項目が記載されている)所得・課税証明書の写し(家計急変前)                      会社作成の給与明細、直近の給与明細書(家計急変後)                      税理士又は公認会計士等が作成した所得証明書類(家計急変後)</li> </ul>
住民税所得割非課税世帯で、高校生等が「第2子以降」となる者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・15歳以上23歳未満(中学生を除く)の子を2人以上扶養していることがわかる書類(生徒本人と兄弟姉妹の健康保険証等の写し)                      ※国保の場合は、扶養者の確認のため扶養誓約書を提出</li> </ul>
※希望者のみ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委任状(給付金を学校徴収金等に充てること)                      ※高等学校等の長が保護者等に代わって給付金の一部又は全部を受領し、当該保護者等が授業料以外に負担する教育費(学校徴収金等)に充てることを、当該高等学校等の長に委任する場合のみ提出(沖縄県立高等学校に限る。)</li> <li>・同意書                      ※高等学校等就学支援金制度等の関係書類(令和4年度課税証明書等)を利用することに同意する場合のみ提出。</li> </ul>

## 沖縄県高等学校等奨学のための給付金

意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう、授業料以外の教育費負担を軽減するため、低所得世帯を対象に、平成26年度から「沖縄県高等学校等奨学のための給付金制度」が始まっています。

令和4年7月1日において、次の要件を、すべて満たしている方が支給対象となります。(新入生への一部支給は除く)。

- (1) 保護者等(親権者)の令和4年度の道府県民税及び市町村民税所得額が非課税、又は生活保護受給世帯
- (2) 保護者等(親権者)が、沖縄県内に在住している
- (3) 生徒が、高等学校等就学支援金または学び直し支援金の支給期間内である。
- (4) 生徒が、平成26年度以降に入学して在学中で、休学中ではない。
- (5) 児童福祉法による見学旅行費又は特別育成費が措置されていない。
- (6) 在学中に、これまで「高校生等奨学給付金」を3回(定時制・通信制課程の場合は4回)以上給付されていない(過去に在学した学校における給付回数も含む)

### ○支給額 (返還の必要はありません) ※国公立高校の場合

世帯状況		給付額(年額)
生活保護受給世帯(生業扶助受給世帯)		32,300円
非課税世帯	通信制課程以外の課程に在籍する第1子	114,100円
	通信制課程以外の課程に在籍する第2子以降 ※15歳以上23歳未満の兄弟姉妹がいる場合	143,700円
	通信制・専攻科課程に在籍	50,500円

### ○提出書類 ※消せない筆記用具で書類に記入して下さい。

- ①高校生等奨学給付金受給申請書(様式1)
- ②令和4年度課税証明書
- ③生活保護受給証明書(生活保護を受給している場合)(様式2)
- ④健康保険証の写し(15歳以上23歳未満(中学生を除く)の扶養されている兄弟姉妹がいる場合)
- ⑤債権者登録申請書(別添様式) ※申請者以外の口座に振り込む際は依頼書が必要
- ⑥振込口座の通帳の写し
- ⑦委任状(給付金の代理受領等を委任する場合のみ)(様式7)
- ⑧同意書(就学支援金制度等の関係書類を利用することについて同意した場合)



提出書類	生業扶助受給世帯	非課税世帯	
		対象生徒が第1子	対象生徒が第2子以降
①高校生等奨学給付金受給申請書	○	○	○
②令和4年度課税証明書		○※1	○※1
③生活保護受給証明書	○※1 ※2		
④健康保険証の写し			○※3
⑤債権者登録申請書	○	○	○
⑥振込先口座の通帳の写し	○	○	○
⑦委任状	希望者のみ	希望者のみ	希望者のみ
⑧同意書	希望者のみ	希望者のみ	希望者のみ

※1 ②③は就学支援金制度等で既に提出済で同書類を利用することについて同意した場合、省略可

※2 ③は証明書の発行日が7月1日以降であり、受給開始日の記載があること

※3 ④は保険証が国保の場合は、扶養誓約書(様式6)も提出

### ○問い合わせ先

事務室 担当者 奥間 TEL:098-850-1950